

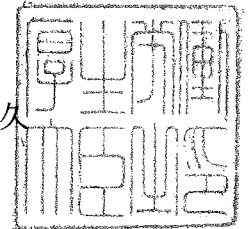


厚生労働省発食安0212第3号
平成26年2月12日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び同法第11条第1項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのない添加物として、以下に掲げるものについて、別紙を踏まえ、新たに定め、併せて、規格基準を設定すること。

2, 3-ジエチルピラジン





厚生労働省発食安0130第1号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

スピロメシフェン



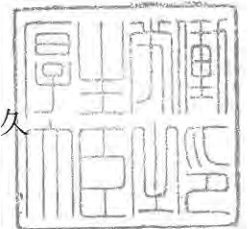
厚生労働省発食安0130第2号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

セダキサン



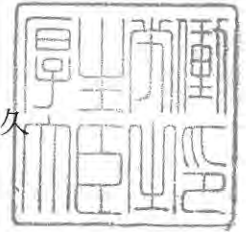


厚生労働省発食安0130第3号
平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

テブフロキン



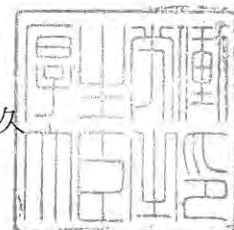


厚生労働省発食安0130第4号
平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

トルプロカルブ





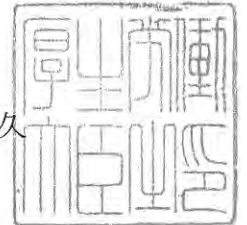
厚生労働省発食安0130第5号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

フルフェノクスロン





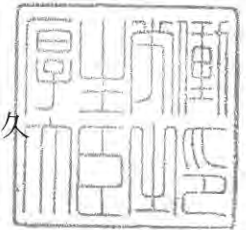
厚生労働省発食安0130第6号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ペンチオピラド





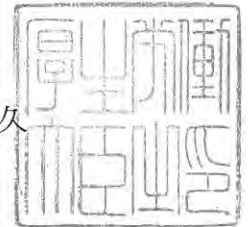
厚生労働省発食安0130第7号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

マンデストロビン





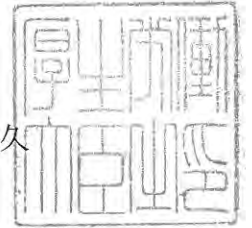
厚生労働省発食安0130第8号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ミルベメクチン





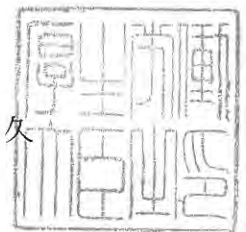
厚生労働省発食安0130第9号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

レピメクチン





厚生労働省発食安0130第10号

平成26年1月30日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

オキシポコナゾールフマル酸塩





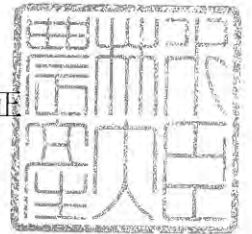
25消安第5327号

平成26年2月13日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛の部位（別紙の2の牛の特定部位等を除く。）を原料とする肥料を利用するにあたり導入する管理措置について、別紙の3のとおり摂食防止材や化学肥料等との混合を要する肥料の例外として、蒸製又はアルカリ処理したものを加えること。



1 これまでの経緯

- (1) 牛由来肉骨粉を含むほ乳動物由来たん白質（以下「牛由来肉骨粉等」という。）は、りん酸に富む果樹、果菜等向けの緩効性の有機質肥料として利用されてきた。
- (2) 牛由来肉骨粉等の肥料利用については、肥料用の牛由来肉骨粉等が牛用飼料へ流用・誤用されるおそれがあったことから、平成 13 年 10 月以降、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 3388 号生産局長・水産庁長官通知）により、肥料用牛由来肉骨粉等の製造及び工場からの出荷を一時停止してきた。
- (3) 牛由来肉骨粉等のうち牛の部位を原料とする肥料については、原料の収集から製品の供給に至る各段階において、牛の脊柱等の分別管理を始めとする BSE 対策が徹底されている。また、飼料規制の徹底等によって、BSE の発生リスク自体が低減してきた。
- (4) 昨年 2 月 19 日に貴委員会の意見を求めた牛の部位を原料とする肉骨粉及び肉かす等の肥料利用について、牛の部位を原料とする肉骨粉については同年 4 月 8 日に、牛の部位を原料とする肉かす等については同年 7 月 1 日に、それぞれ導入を予定している管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉及び肉かす等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの回答があった。
- (5) 昨年 11 月 13 日に貴委員会の意見を求めた牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用についても（4）と同じ回答があった。
- (6) 新たに肥料利用を可能とするにあたり導入を予定している管理措置の一つとして、（4）の諮問においては「摂食防止材や化学肥料等との混合（炭化、灰化及び熔融したものを除く。）」とし、（5）の諮問においては「摂食防止材や化学肥料等との混合（焼成（1000℃以上）又は動植物質以外の被覆原料（硫黄等）で被覆したものを除く。）」としている。

一方、脊柱等を原料に含まず、一定の条件下で蒸製又はアルカリ処理を行うことで牛の部位等の肥料原料の利用が従来から可能であった肥料については、原料に月齢が 30 月以下の牛の脊柱等を含む場合であっても BSE 発生リスクが増加しないと考えていたが、（4）及び（5）の諮問の際に、「摂食防止材や化学肥料等との混合」の対象から除く旨を明記していなかった。

2 規制見直しの概要

牛の部位（※）を原料とする肥料を利用するにあたり導入する管理措置である摂食防止材や化学肥料等との混合の例外について、蒸製又はアルカリ処理したものを加える。

- ※ 牛の特定部位等（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）、月齢が30月を超える牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位及び同検査の結果、疾病が認められた牛の部位並びに死亡牛の部位をいう。以下同じ。）を除いた部位とする。

3 導入を予定している管理措置

- （1）牛の部位を原料とする肥料を製造する生産業者に対しては、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が牛の特定部位等の混入防止措置等の製造基準が満たされているかを事前に確認。
- （2）製造された牛の部位を原料とする肥料の飼料への流用・誤用を防止するため、①摂食防止材や化学肥料等との混合（炭化、灰化、熔融、蒸製、アルカリ処理又は動植物質以外の被覆原料で被覆したものを除く。）、②原料表示に加え、家畜への使用及び牧草地への施用を禁止する旨の容器への表示、③牛の部位を原料とする肥料の原料の収集から肥料原料用として生産業者への出荷に至るまで、供給管理票を添付させて流通することを義務化。
- （3）さらに、生産業者の管理措置の遵守状況を確認するため、農林水産省、都道府県及びセンターが無通告で立入検査を実施。
- （4）（1）から（3）の管理措置により、牛の特定部位等の肥料への混入及び牛の部位を原料とする肥料の飼料への流用・誤用防止を確実に実施。

4 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）、告示（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）及び昭和59年3月16日農林水産省告示第701号（肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件））及び通知（「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号生産局長・水産庁長官通知））等の改正手続等を開始する。

異常プリオンたん白質が不活化等された肥料の管理措置について

1 異常プリオンたん白質が不活化又は相当程度の感染価の低減が認められる処理

- (1) 灰化处理（焼成処理）（条件：空気の流通下で燃焼（1000℃以上で5分間以上））
- (2) 炭化处理（条件：空気を遮断し熱分解（800℃以上で8時間以上加熱又は1000℃以上で30分間以上加熱））
- (3) 熔成処理（条件：1000℃以上で熔融）
- (4) アルカリ処理（条件：水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と肥料原料を混合し、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの最終濃度 2.3mol/L 以上及び 85℃以上において、1時間以上の処理）
- (5) 蒸製処理（条件：133℃以上及び3気圧以上の状態で20分間以上蒸製）

2 摂食防止材等の混合義務の例外

- (1) 平成 25 年 2 月 19 日の諮問（「食品健康影響評価について」（平成 25 年 2 月 19 日付け 24 消安第 5598 号。以下「平成 25 年 2 月諮問通知」という。））

①灰化、②炭化、③熔融を行った肥料については、摂食防止材や化学肥料等の混合義務の例外とする旨明示。（平成 25 年 2 月諮問通知の別紙の 3 の（2））

※第 80 回食品安全委員会プリオン専門調査会の資料 1－3 においてアルカリ処理を行った肥料については、摂食防止材や化学肥料等との混合義務の例外とする旨記載。

- (2) 平成 25 年 11 月 13 日の諮問（「食品健康影響評価について」（平成 25 年 11 月 13 日付け 25 消安第 3897 号。以下「平成 25 年 11 月諮問通知」という。））

①焼成（1000℃以上）、②動植物質以外の被覆原料（硫黄等）で被覆を行った肥料については、摂食防止材や化学肥料等の混合義務の例外とする旨明示。（平成 25 年 11 月諮問通知の別紙の 3 の（1））

- (3) 今回の諮問

平成 25 年 2 月諮問通知及び平成 25 年 11 月諮問通知においては、①アルカリ処理、②蒸製について、明示していなかったため、今回、摂食防止材や化学肥料等の混合義務の例外であることを明示。

これにより、炭化、灰化、熔融、蒸製、アルカリ処理又は動植物質以外の被覆原料で被覆したものは、摂食防止材や化学肥料等の混合義務の例外とする。

平成 26 年 2 月 13 日
農林水産省 消費・安全局
農産安全管理課

30 か月齢以下の牛の脊柱等を原料に含む蒸製処理した肥料（蒸製骨粉、膠かす等）に係る牛の感染リスクの検討結果

1 背景

- （1）現在、蒸製骨粉（牛の骨（頭部・脊髄・脊柱を除く）を 133℃以上 3 気圧以上で 20 分間以上の処理を行ったもの。）については、原料に特定部位及び脊柱が含まれないことに加え、製造工程でプリオンの感染価を低減させる処理が施されているため、BSE の伝達源となる可能性は極めて低いことから、肥料利用しているところである。
- （2）また、蒸製骨粉の製造過程で生じる食用に用いられる煮汁については、BSE 発生以前、副産動物質肥料（膠かす）として複合肥料の原料として利用されてきたところである。
- （3）昨年 4 月、BSE 対策の見直しにより、30 か月齢以下の牛の脊柱等（脊柱及び脊髄をいう。）が SRM（特定危険部位）の対象から外れ、市場流通が解禁された。
- （4）このため、今後、30 か月齢以下の牛の脊柱等を原料とした蒸製骨粉等（蒸製骨粉及び膠かすをいう。）の製造を開始した場合の BSE の感染リスクについて検討し、この検討結果の妥当性について食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の委員に意見照会を行った。

2 検討内容

30 か月齢以下の牛の脊柱等を含む原材料から製造される蒸製骨粉等は、肥料として使用されるものである。牛の飼養管理の観点からすれば牛が蒸製骨粉等を摂取する可能性は殆どないが、BSE プリオンの蓄積が検出限界付近である牛（以下「検出限界付近牛」という。）の部位 1 頭分が原料に使用されたと仮定し、牛がこの肥料を摂取した場合の BSE 発生リスクを検討した。

3 検討結果

（1）蒸製骨粉等の感染価の推定

食品安全委員会の評価（牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価（2012 年 10 月））では、我が国の牛群の BSE 感染状況の下では、30 か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられるとされている。

BSE の感染源および感染経路に関する疫学研究報告書（2007 年 12 月）を参考とし、検出限界付近牛 1 頭分の脊柱等を含む原材料から製造される蒸製骨粉等の感染価を求めた。

具体的には、検出限界付近牛の異常プリオンたん白質量については、一次検査で

採用している ELISA 法の検出限界相当 (1g 当たりの感染価の最大値: $0.003\text{CoID}_{50}/\text{g}$) に達すると仮定した。また、蒸製骨粉等は製造工程中の 133°C 以上 3 気圧以上 20 分間以上の処理で、BSE の感染価が $10^{-1.33}$ ($=4.7 \times 10^{-2}$) 減少するとした。

これらのことから、検出限界付近牛 1 頭分の脊柱を含む原材料から製造された蒸製骨粉及び膠かすの感染価は $3.5 \times 10^{-2} \text{CoID}_{50}$ と算定された。

これは、検出限界付近牛約 28 頭分から製造された蒸製骨粉が牛 1 頭に給与された場合に 50 % の確率で感染する可能性を示すものであり、仮に検出限界付近牛 1 頭分の脊柱を含む蒸製骨粉全てを牛 1 頭に給与したとしても、BSE が発生するリスクは極めて低いと考えられる。

(2) 蒸製骨粉等を牛が摂取した場合の感染価

① 牛による蒸製骨粉等の摂取の可能性

- 牛の飼養管理の観点から畜舎内に肥料が保管されることは通常考えられない。
- 牛が牛房から離脱し保管している肥料を盗食することは希であり、さらに盗食した蒸製骨粉等が BSE 感染力を有している確率も極めて低いものと考えられる。

② 仮に蒸製骨粉等を牛が誤って摂取した場合の BSE 発症のリスク

- 現在の我が国の牛群の飼料規制等の状況下では、30 か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が ELISA 法による検出可能量に達する可能性はほとんど無いと考えられる。
- 万が一にも検出限界付近牛 1 頭分の脊柱等が蒸製骨粉等の原料に混入し、製造された蒸製骨粉等を牛が摂取した場合であっても、その牛が受ける感染リスクは、もっとも感染価が高かった膠かすであっても $1.2 \times 10^{-4} \text{CoID}_{50}$ と非常に低い値となった。

4 評価結果

現行の飼料規制が実施される中においては、牛の脊柱等を原料とした蒸製骨粉等が牛の飼料として利用されることはない。

現行の飼料規制や牛の飼養管理の観点からすれば牛が蒸製骨粉等を摂取する可能性は殆どないが、仮に飼料規制に反して検出限界付近牛 1 頭分の脊柱等を含む蒸製骨粉等を誤って牛が最大摂取した場合であっても、その感染価は極めて低いと考えられる。

これらのことから、国内における現行の飼料規制の状況や BSE プリオンの低い汚染状況を踏まえれば、30 か月齢以下の牛の脊柱等を原料とした蒸製骨粉等の製造を開始したとしても、それに伴う BSE 発生リスクは無視できる程度であり、現行の飼料規制に影響を与えることはない。

なお、当該評価結果については、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の委員より、当該内容は妥当である旨の回答を得た。

食品健康影響評価の審議状況

(平成26年2月14日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 25年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)	
添加物	140	6	0	140	132	11	1	7
農薬	955	119	0	955	640	112	11	304
うちポジティブリスト関係	484	66	0	484	245	56	7	232
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注8)	42		0	42	10	4	0	32
動物用医薬品	378	21	0	378	331	41	2	45
うちポジティブリスト関係	107	9	0	107	63	12	2	42
化学物質・汚染物質	59	2	3	62	57	5	0	5
うち清涼飲料水	49	1	0	49	46	3	0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス 注9)	8	1	2	10	9	2	0	1
プリオン 注4)	27	5	2	29	35	4	0	2
かび毒・自然毒等 注5)	7	1	2	9	9	3	0	1
遺伝子組換え食品等	198	28	0	198	179	25	2	17
新開発食品 注6)	78	3	1	79	71		0	10
肥料・飼料等	165	12	0	165	102	30	1	62
うちポジティブリスト関係	98	4	0	98	55	21	1	42
肥飼料・微生物合同 注10)	1(37)		0	1	1(12)	(10)	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,036	198	11	2,047	1,576	233	17	465

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付けで3カ国分、平成24年5月24日付けで2カ国分が終了)。

5 自ら評価案件「デオキシニバレンール及びニバレンール」について、評価終了欄には「デオキシニバレンール」、「ニバレンール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。

6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。

7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。

8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年2月14日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)㊟㊿、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊿
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊿
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤㊿、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊿
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊿、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(K P ドアイー 5 G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(K P ラックー 5 G)㊟㊿、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシン S (静注用))㊟㊿
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊿、スルファメトキサゾール㊿、トリメトプリム㊿、セファピリンベンザチン㊿、セファピリンナトリウム㊿
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊿は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆、スルファメキサゾール☆、セファピリン、トリメ プリム
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) ④
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキ シン☆

3

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。④は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。④は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ 1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆ 3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム 1
19/8/6	厚	農薬 フルシラゾール<一部☆> 2
19/8/21	厚	農薬 ププロフェジン<一部☆> 2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆ 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ㊟ ㊱
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆ 6
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆ 4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊱は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊟㊢、トピシリン㊟㊢ 2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆ 1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセツトメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ 3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ 1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 8
21/3/10	厚	動薬 ナナフロシン☆㊢、ピランテル☆ 2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ 2
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆ 2

参考 — 5

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスフロロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ㊦	
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆㊦	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆㊦、カルシフェロール☆㊦、β-カロテン☆㊦、クエン酸☆㊦、酒石酸☆㊦、トウガラシ色素☆㊦、トコフェロール☆㊦、乳酸☆<農薬用途もあり>㊦、マリーゴールド色素☆㊦、メナジオン☆㊦、レチノール☆㊦	12
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスフロロンエチル☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	4
22/3/23	厚	動薬 フルメキン☆㊦	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール＜一部☆＞、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 ジクロベニル＜一部☆＞、DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド＜一部☆＞■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロネ☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	12
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆＜一部〈飼〉＞、メトプレネ☆＜一部〈飼〉＞	6
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル＜一部☆＞■、テブフェンピラド＜一部☆＞■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動薬 ゲンタマイシン☆㊦、スピラマイシン☆㊦、セフロキシム☆㊦	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン＜一部☆＞、ベンフラカルブ＜一部☆＞■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■＜一部☆＞、エタメツルフロネメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	－	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバズンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセツメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	1
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆☑	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メトロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。☑は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	5
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆肥	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品)■	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	薬 メパニピリム■、チフェンスルフロメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾ ンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロロプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホス メチル☆、フルントリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフエニユロン☆、メタミロン ☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入 条件の設定※	1
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α-アミラーゼ ■	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条
第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で
ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、クロルプロファム☆、ジメエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆ 5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D☆、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■☆、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆ 16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■ 1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) ■ 1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)■ 1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン☆ 1
25/8/20	厚	農薬 スルホキサフロル■、DBEDC☆■、アシュラム☆■、ノニルフェノールスルホン酸銅<一部☆>■、フルアジホップ<一部☆>■、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リニュロン☆ 1 2
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン<一部☆>■、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆ 3
25/8/20	厚	動物用医薬品 ジクラズリル■、アルベンダゾール☆ 2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン 1
25/8/20	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アビラマイシン、ナラシン 2
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート■ 1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■ 1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■ 1
25/8/27	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定 1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (食品)■	3
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (飼料)	1
25/11/13	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■	1
25/11/13	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)■	1
25/11/14	厚	農薬 キザロホップエチル■、キンクロラック■、クロチアニジン■、ハロスルフロンメチル■、フルピラジフロン■、プロバモカルブ■、メタラキシル及びメフェノキサム■、メピコートクロリド☆	8
25/11/14	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド	1
25/11/20	厚	添加物 過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、過酢酸製剤	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (食品)■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (飼料)■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 蹴脂茶■	1
25/12/10	厚	農薬 エチプロール■、ベンチアバリカルブイソプロピル■、クレトジム☆	3
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	1
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆	1
25/12/20	厚	農薬 メコナゾール、ニテンピラム☆	2
25/12/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ルフェヌロン■	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 モキシデクチン■、フルメトリン■〈一部☆〉	3
25/12/20	農	飼料添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
25/12/24	厚	対象外物質 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
26/2/4	厚	遺伝子組換え食品等 pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■、pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■ 2
26/2/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■ 1

注: ■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
25/10/22～11/20	農薬及び動物用医薬品 フェントロチオン＜一部☆＞★	5
26/1/8～26/2/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)★	2
26/1/21～2/19	農薬 ピリミカーブ☆	1
26/1/21～2/19	動物用医薬品 クロラムフェニコール☆㊦	1
26/1/28～2/26	農薬 イマザピル＜一部☆＞■、カスガマイシン■☆、ホサロン＜一部☆＞■	7

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/4/1	厚	農薬 ファモキサドン<一部☆>■、フルキサピロキサド■	3
25/4/1	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-1B)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウィーン-6)■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	4
25/4/1	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、馬鼻肺炎生ワクチン、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	3
25/4/1	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■、ARG-No.3 株を利用して生産されたL-アルギニン■	2
25/4/8	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統■(飼料)	1
25/4/8	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉の肥料利用について	1
25/4/15	厚	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム	2
25/4/15	厚	清涼飲料水関連物質 ジクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
25/4/22	厚	農薬 ペンチオピラド■、オキシ銅<一部☆>■、フルメツラム☆、ペンフルフェン■	5
25/4/22	厚	対象外物質 イノシール☆、コバラミン☆、チアミン☆、ナイアシン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ピリドキシン☆、葉酸☆、リボフラビン☆	9
25/4/22	農	薬剤耐性菌 センデュラマイシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	2
25/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/5/13	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆	1
25/5/13	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウィーン6)■	2
25/5/13	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/5/20	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	1
25/5/27	厚	添加物 イソプロパノール	1
25/5/27	厚	動物用医薬品 ジョサマイシン☆	1
25/6/3	厚	農薬 メビンホス☆	1
25/6/3	厚	動物用医薬品 モキシデクチン☆	1
25/6/3	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査	1
25/6/17	厚	動物用医薬品 チアムリン☆■	1
25/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統■(食品)	1
25/6/24	厚	対象外物質 コリン☆■	1
25/6/24	農	薬剤耐性菌 サリノマイシンナトリウム※、ナラシン※	(2)
25/7/1	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について(肥料)	1
25/7/1	厚	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミン	1
25/7/1	農	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)	1
25/7/1	厚・農	かび毒・自然毒 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1	2
25/7/1	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統■(飼料)	1
25/7/8	厚	動物用医薬品 アプラマイシン☆■	1
25/7/22	厚	水道により供給される水の水質基準の設定 亜硝酸態窒素	1
25/7/22	農	動物用医薬品 メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】■	1
25/7/22	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/7/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	3
25/7/29	厚	農薬及び添加物 アゾキシストロビン■	2
25/7/29	厚	農薬 グルホシネート■、クロルフェナピル■、シアゾファミド■、ビフェントリン■、メトコナゾール、アセトクロール☆	6
25/7/29	厚・農	農薬 ヘプタクロル☆	2
25/7/29	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート<一部☆>	3
25/7/29	厚・農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研„マリナ-4)■	2
25/7/30	厚	添加物 アドバンテーム■、ひまわりレシチン■、ポリビニルピロリドン	3
25/8/5	厚	添加物 グルタミルバリルグリシン■	1
25/8/5	厚	農薬 フェンピロキシメート■、プロチオコナゾール■、マンジプロパミド■、ミルベメクチン■、ルフェスロン■、エトフェンプロックス<一部☆>	6
25/8/5	農	農薬 アルドリノ及びディルドリン☆	1
25/8/5	厚	動物用医薬品 プロペタンホス☆	1
25/8/5	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆	2
25/8/19	厚・農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研„ピッグウインPRRS2)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研„キャトルウイン-5Hs)■	4
25/8/26	厚	農薬 シアントラニリプロール■、ピリミジフェン☆	2
25/8/26	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
25/8/26	厚	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/8/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/8/26	農	動物用医薬品 エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ) ■	1
25/8/26	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アビラマイシン、ナラシン	2
25/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統 ■ (食品)	1
25/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種 ■、LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン ■、TRP-No.1 株を利用して生産された L-トリプトファン ■	3
25/9/2	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)、LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン ■	2
25/9/9	農	薬剤耐性菌 アンプロリウム※、エトパベート※、クエン酸モランテル※、ナイカルバジン※	(4)
25/9/9	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ ☆	3
25/9/9	厚・農	動物用医薬品 ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするふぐ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ) ■	2
25/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統	1
25/9/30	農	農薬 アセフェート ☆、アルジカルブ ☆、フェンチオン ☆	3
25/9/30	厚	農薬及び動物用医薬品 フルバリネート <一部 ☆> ■	2
25/9/30	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料) ■	1
25/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ ■	1
25/10/7	厚	農薬 キノクラミン <一部 ☆>	2
25/10/7	厚	動物用医薬品 ブロノボールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤 ■	1
25/10/21	厚	農薬 エトキシスルフロン ☆、フェノキサスルホン ■、フルオルイミド <一部 ☆>	4
25/10/21	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン ㊦	2
25/10/21	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤 肥	1
25/10/21	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定 ※	1
25/11/11	厚	農薬及び添加物 フルジオキシソニル ■	1
25/11/11	厚	農薬 ジメトモルフ ■、スピネトラム ■、フルフェナセツト ■、フロニカミド ■、トリフルミゾール <一部 ☆>、フルアジナム <一部 ☆>	8

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/11/11	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシリニック酸■	1
25/11/11	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン■	1
25/11/11	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	1
25/11/11	農	薬剤耐性菌 フラボフォスフォリポール※	(1)
25/11/18	厚	動物用医薬品 ベダプロフェン☆	1
25/11/18	農	プリオン 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用	1
25/11/25	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール	1
25/11/25	厚	飼料添加物及び農薬 エトキシキン＜一部☆＞	4
25/11/25	農	薬剤耐性菌 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤	3
25/12/2	厚	農薬 メタアルデヒド	1
25/12/2	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■	1
25/12/2	農	動物用医薬品 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)【再審査】■	1
25/12/9	農	動物用医薬品 薬事法第83条の5第1項の規定に基づく農林水産省令の改正	1
25/12/16	厚	微生物・ウイルス と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の改正	1
25/12/16	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)の改正	1
25/12/16	－	化学物質・汚染物質 食品中のヒ素◎	1
25/12/16	厚	清涼飲料水関連物質 ヒ素	1
26/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)等の改正、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ■、除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■	3
26/1/7	農	薬剤耐性菌 アピラマイシン※	(1)

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/1/20	厚	添加物 ビオチン	1
26/1/20	厚	農薬 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン☆、アザコナゾール☆、 アニラジン☆、アラマイト☆、クロゾリネート☆、クロルブファム☆、クロルベンシド☆ クロロクスロン☆、ジオキサチオン☆、ジノテルブ☆、ジフェナミド☆、ジメチリモール☆、 スルプロホス☆、ダイアレート☆、ナプタラム☆、ニトロタールイソプロピル☆、バーバン ☆、ピラゾホス☆、プロモホス☆、プロモホスエチル☆、ホラムスルフロロン☆、ホルモチ オン☆、メカルバム☆、メタクリホス☆、モノリニュロン☆、クロチアニジン、ハロスルフ ロンメチル、プロパモカルブ、メタラキシル及びメフェノキサム、イマザピック■、アミノ エトキシビニルグリシン☆、エトベンザニド、エボキシコナゾール<一部☆>、トリシクラ ゾール<一部☆>、ピフルブミド、プロシミドン<一部☆>■、プロピザミド<一部☆>	40
26/1/20	農	農薬 イマザピック、トリシクラゾール☆	2
26/1/20	厚	農薬及び動物用医薬品 フェンクロルホス☆、テフルベンズロン<一部☆>、フィプロニル☆	8
26/1/20	農	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル<一部☆>	4
26/1/20	厚	動物用医薬品 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、ピチオノール、ミロキサシン、ノルフロ キサシン☆■	4
26/1/20	農	動物用医薬品 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚 の経口投与剤(インフェック2%散)の再審査■	1
26/1/27	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令 第35号)等の改正	1
26/1/27	厚	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ	1
26/1/27	厚	農薬 シアゾファミド■	1
26/1/27	ー	かび毒・自然毒等 オクラトキシンA◎	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針